

債権譲渡禁止の部分的解除のための特約条項

(総則)

第1条 本特約条項は、乙が中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）である場合の金銭債権譲渡について定めるものである。

(一般条項との関係)

第2条 ○○○○契約条項 第○条（権利義務の譲渡等の禁止）の規定にかかわらず、本特約条項が定める限度において本特約条項を優先して適用するものとする。

(金銭債権の譲渡)

第3条 乙は、次の各号に掲げる者（以下「譲受人」という。）に対して金銭債権を譲渡することができる。

- (1) 信用保証協会
- (2) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関
- (3) 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社
- (4) 信託業法（平成16年法律第154号）第2条2項に規定する信託会社

2 乙は、譲受人との間に金銭債権の譲渡に関する契約を締結するに当たっては、譲受人が当該金銭債権を他の第三者に譲渡し、若しくは質権を設定し、又はその他金銭債権の帰属及び行使を害すべき行為をしてはならない旨の条件並びに甲が金銭債権の譲渡を承諾するまでに乙に対して生じた事由がある場合にはその事由をもって譲受人に対抗できる旨の条件を付さなければならない。

3 乙は、第1項に基づき金銭債権を譲渡する場合は、乙及び譲受人の連名で内容証明郵便その他の確定日付のある証書により、甲に対し、金銭債権の譲渡に係る民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知をし、又は承諾依頼をし甲の承諾を得るものとする。ただし、乙が債権譲渡登記をする場合においては、この限りではない。

- 4 乙は、前項ただし書きの債権譲渡登記をした場合であって、譲受人を支払先とするときは、甲に対し、乙及び譲受人の連名で内容証明郵便その他の確定日付のある証書により、金銭債権の譲渡をしたこと及びその譲渡について債権譲渡登記がされたことを通知するとともに、登記事項証明書を送付するものとする。乙は、債権譲渡登記の抹消登記がされた場合は、甲に対し、内容証明郵便その他の確定日付のある証書により、そのことを通知するとともに、その登記の登記事項証明書を送付するものとする。
- 5 甲は、乙から第3項の承諾依頼を受けたときは、金銭債権の譲渡を承諾するまでに、乙に対して生じた事由をもって譲受人に対抗できることを条件として承諾するものとする。
- 6 乙が譲受人に金銭債権の譲渡を行った場合においては、甲の当該金銭債務に係る弁済の効力は、当該金銭債権に係る支払を譲受人に対して行った時点で生じるものとする。